

別紙2 各務原市民会館事業企画運営業務（詳細）

（1）各務原市民会館事業企画運営業務

①市民協働事業

市民の交流及び文化振興の実現を実現するため、地域住民が気軽に参加できる地域交流事業を企画・運営・開催する。

- ・会場は市民会館を使用すること。市民会館の使用料はいきいき楽習課が負担する。
- ・令和5年度に2事業、令和6年度に2事業を実施すること。また、各年度内に実施する事業はそれぞれ異なる内容とすること。
- ・入場者数各回500人程度を目安とした規模で実施すること。
- ・来場促進のためポスター・チラシ等の作成、配布等を行うこと。
- ・事業収入は市の収入とし、目安は各年度350,000円程度とする。入場料等の徴収は市が行うものとする。

②ホワイエコンサート事業

市民会館ホワイエにおいてコンサートを企画・運営・開催する。

- ・会場は市民会館ホワイエを使用すること。市民会館ホワイエの使用料はいきいき楽習課が負担する。
- ・令和5年度に7回、令和6年度に5回実施すること。
- ・出演者は、岐阜県内及び近郊で活躍するアーティストを積極的に活用し、いきいき楽習課と協議の上選定すること。
- ・入場者数各回80人程度を目安とした規模とし、入場料は300円とすること。
- ・来場促進のためポスター・チラシ等の作成、配布等を行うこと。
- ・事業収入は市の収入とし、目安は令和5年度168,000円（入場料300円×80人×7回）、令和6年度120,000円（入場料300円×80人×5回）程度とする。入場料等の徴収は市が行うものとする。

③市民会館舞台操作・日常管理業務

舞台の現場責任者として市民会館に常駐し、舞台設備、照明設備、音響設備等の機材の操作、並びに日常点検整備業務を行い、ホール利用者に対して適切な指導及び助言を行う。

○設備、機材及び備品の管理保管並びに舞台、調光室、音響室、投光室等の整備

○ホール利用打ち合わせ業務

- ・利用者への公演等全般に関する指導及び助言
- ・利用する設備・機材の点検、仕込みの準備

○ホール利用時業務

- ・利用者への公演等の運営に関する指導及び助言
- ・利用者の機材、物品等の搬入方法に対する指導及び助言

- ・利用する会館の機材の仕込み及び利用者の行う作業の指導及び助言
- ・主要設備の操作及びその他の設備、機材の操作についての指導及び助言

○公演終了時業務

- ・機材、備品、セットの撤去搬出、復元作業及び利用者の行う作業の指導及び助言

上記の業務を実施するため、舞台・照明・音響業務全般に精通し、専門的な能力、ホールの常駐管理の経験を有し、かつ舞台技術者としての経験年数が5年以上の舞台操作職員を常時1名以上配置する。

舞台操作職員が業務のために必要なパソコン（回線等含む）等備品の準備に係る費用は、受注者の負担とする。